

薬生食輸発0308第2号
平成31年3月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(チリ産ぶどうのプロフェノホス、ベトナム産オオバコエンドロのプロフェノホス、クロルピリホス及びシペルメトリン、イタリア産アーモンド加工品のアフラトキシン、ケニア産コーヒー豆の2, 4-D、ハンガリー産はちみつのクマホス並びにインド産クミンの種子のイプロベンホス並びににんにくのイミダクロプリド)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号（最終改正：平成31年3月1日付け薬生食輸発0301第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、チリ産ぶどう及びベトナム産オオバコエンドロの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、チリ産ぶどうのプロフェノホス及びベトナム産オオバコエンドロのプロフェノホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加する。

また、イタリア産アーモンド加工品のアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、平成30年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

さらに、検査命令の対象としたことから、ベトナム産オオバコエンドロのクロルピリホス及びシペルメトリン並びにケニア産コーヒー豆の2, 4-Dについてはモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとし、過去一年間の検査実績を踏まえ、ハンガリー産はちみつのクマホスについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとし、インド産クミンの種子のイプロベンホス及びにんにくのイミダクロプリドについては別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成31年 3月8日	チリ	ぶどう及びその加工品（簡易な加工に限る）	残留農薬（プロフェノホス）	NATURE' S TOUCH FROZEN FOODS(WEST) INC. (カナダ)
平成31年 3月8日	ベトナム	オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る）	残留農薬（プロフェノホス）	CONG TY CO PHAN XUAT NHA P KHAU NONG SAN TRUNG UO NG 6
平成31年 3月8日	イタリア	アーモンド加工品（アーモンドを30%以上含有するものに限る。）	アフラトキシン	